別府市日常生活用具給付事業用具一覧表(令和7年4月1日現在)

○介護・訓練支援用具

種目	対象者	基準額	耐用年数
特殊寝台	・下肢又は体幹機能障害 2 級以上の人 ・難病患者等の方で寝たきりの状態にある人【意見書】 *児童の場合は、原則として学齢児以上	154,000円	8年
特殊マット	・下肢又は体幹機能障害1級(18歳までは2級以上)で常時介護を要する人 ・重度の知的障害者又は難病患者等で寝たきりの状態にある人【意見書】 *児童の場合は、原則として3歳以上	19,600円	5年
特殊尿器	・下肢又は体幹機能障害 1 級の人(常時介護を要する人に限る) ・難病患者等で自力で排尿できない人【意見書】 *児童の場合は、原則として学齢児以上	67,000円	5年
入浴担架	・下肢又は体幹機能障害 2 級以上の人(入浴に当たって、家族等他人の介助を要する人に限る) *児童の場合は、原則として 3 歳以上	82,400円	5年
体位変換器	・下肢又は体幹機能障害2級以上の人(下着交換等に当たって、家族等他人の介助を要する人に限る) ・難病患者等で寝たきりの状態にある人【意見書】 ・児童の場合は、原則として学齢児以上	15,000円	5年
移動用リフト	・下肢又は体幹機能障害 2 級以上の人 ・難病患者等で下肢又は体幹機能に障害のある人【意見書】 *児童の場合は、原則として 3 歳以上	159,000円	4年
移動用リフト(吊り具)	・下肢又は体幹機能障害2級以上の人 ・難病患者等で下肢又は体幹機能に障害のある人【意見書】 *児童の場合は、原則として3歳以上	39,000円	4年
訓練いす	・下肢又は体幹機能障害 2 級以上の児童 *原則として 3 歳以上	33,100円	5年
訓練用ベッド	・下肢又は体幹機能障害 2 級以上の児童 ・難病患者等で下肢又は体幹機能に障害のある人【意見書】 *原則として学齢児以上	159,200円	8年

○自立生活支援用具

種目	対象者	基準額	耐用年数
入浴補助用具	・下肢又は体幹機能障害者で入浴に介助を必要とする人 ・難病患者等で入浴に介助を必要とする人【意見書】 *原則として3歳以上	90,000円	8年
便器	・下肢又は体幹機能障害 2 級以上の人 ・常時介助を要する難病患者等【意見書】 *児童の場合は、原則として学齢児以上	4,450円	8年
歩行補助つえ	・平衡機能又は下肢若しくは体幹機能障害者	3,150円	3年
移動・移乗支援用具	・平衡機能又は下肢若しくは体幹機能障害を有し、家庭内の移動等において介助を必要とする人 ・難病患者等で下肢が不自由な人【意見書】 *児童の場合は、原則3歳以上	60,000円	8年
頭部保護帽	・平衡機能又は下肢若しくは体幹機能障害者 ・知的障障害者(児)又は精神障害者で転倒により頭部を強打するおそれのある人	(オーダーメイド) スポンジ、革が主材料 15,656円 スポンジ、革、 プラスチックが主材料 37,852円 (レディメイド) 上記金額の80%	3年
特殊便器	・上肢障害 2 級以上の人 ・重度の知的障害者であり、訓練を行っても自ら排便後の処理が困難な人 ・難病患者等で上肢機能に障害のある人【意見書】 *児童の場合は、原則として学齢児以上	151,200円	8年

種目	対象者	基準額	耐用年数
火災警報器	・火災発生の感知及び避難が著しく困難な重度の障害者のみの世帯 ・難病患者等のみの世帯【意見書】 ・上記に準ずる世帯	15,500円	8年
自動消火器	・火災発生の感知及び避難が著しく困難な重度の障害者のみの世帯 ・難病患者等のみの世帯【意見書】 ・上記に準ずる世帯	28,700円	8年
電磁調理器	・視覚障害 2 級以上であって 1 8 歳以上の人 ・重度の知的障害者であって 1 8 歳以上の人 *視覚障害者又は知的障害者のみの世帯及びこれに準ずる世帯に限る	41,000円	6年
步行時間延長信号機用 小型送信機	・視覚障害 2 級以上の人 *児童の場合は、原則として学齢児以上	7,000円	10年
聴覚障害者用屋内信号 装置	聴覚障害 2 級以上の人 * 聴覚障害者のみの世帯及びこれに準ずる世帯で日常生活上必要と認められる世帯に限る	87,400円	10年

○在宅療養等支援用具

種目	対象者	基準額	耐用年数
透析液加温器	・腎臓機能障害3級以上で自己連続携行式腹膜灌流法(CAPD)による透析療法を行う人*児童の場合は、原則として3歳以上	51,500円	5年
ネブライザー	・呼吸機能障害3級以上又は同程度の身体障害者であって必要と認められる人 ・難病患者等で呼吸器機能に障害のある人【意見書】 *児童の場合は、原則として学齢児以上	36,000円	5年
電気式たん吸引器	・呼吸機能障害3級又は若しくは同程度の身体障害者であって必要と認められる人 ・難病患者等で呼吸器機能に障害のある人【意見書】 *児童の場合は、原則として学齢児以上	56,400円	5年
酸素ボンベ運搬車	・医療保険における在宅酸素療法を行う人	17,000円	10年
ポータブル電源 ポータブル蓄電池	・人工呼吸器、たん吸引機、中心静脈カテーテル、持続経管注入ポンプ若しくは持続皮下注射ポンプ又は在宅酸素療法若しくは在宅透析のための医療機器を利用する医療的ケア児・者	437,800円	5年
視覚障害者用体温計 (音声式)	・視覚障害 2 級以上の人 ・視覚障害者のみの世帯及びこれに準ずる世帯に限る ・児童の場合は、原則として学齢児以上	9,000円	5年
視覚障害者用体重計	・視覚障害2級以上の人 *視覚障害者のみの世帯及びこれに準ずる世帯に限る	18,000円	5年
視覚障害者用血圧計	・視覚障害 2 級以上の人 * 視覚障害者のみの世帯及びこれに準ずる世帯に限る	12,000円	5年
動脈血中酸素飽和度測 定器 (パルスオキシメーター)	・呼吸器又は心臓機能障害3級以上の人 ・難病患者等で在宅酸素療法を行う人又は人工呼吸器の装着が必要な人【意見書】	157,500円	5年

○情報・意思疎通支援用具

種目	対象者	基準額	耐用年数
携帯用会話補助装置	・音声機能又は言語機能障害者 ・肢体不自由者であって、発声・発語に著しい障害を有する人 *児童の場合は、原則として学齢児以上	98,800円	5年
情報・通信支援用具	・視覚障害 2 級以上又は重度の上肢不自由者(児等)であって周辺機器等を使用しなければ情報機器の利用が困難な人 *児童の場合は、原則として学齢児以上	100,000円	6年
視覚障害者用ワンセグ ラジオ	・視覚障害 2 級以上の人 *児童の場合は、原則として学齢児以上	29,000円	6年

種目	対象者	基準額	耐用年数
点字ディスプレイ	・視覚障害 2 級以上であって必要と認められる人	383,500円	6年
点字器	・視覚障害者であって必要と認められる人 *児童の場合は、原則として学齢児以上	(標準型) 真鍮製 10,712円 プラスチック製 6,798円 (携帯用) アルミニウム製 7,416円 プラスチック製 1,699円	標準型 7年携帯用 5年
点字タイプライター	・視覚障害2級以上の人 *本人が就労若しくは就学しているか又は就労が見込まれるものに限る	63,100円	5年
視覚障害用ポータブル レコーダー	・視覚障害2級以上の人 *児童の場合は、原則として学齢児以上	録音再生機 85,000円 再生専用機 35,000円	6年
視覚障害者用活字文書 読上げ装置	・視覚障害 2 級以上の人 *児童の場合は、原則として学齢児以上	99,800円	6年
視覚障害者用拡大読書器	・視覚障害者であって、本装置により文字等を読むことが可能になる人 *児童の場合は、原則として学齢児以上	198,000円	8年
暗所視支援眼鏡	・視覚障害者又は視覚に障害のある難病患者等で、医師の意見書等により必要と認められる人 *児童の場合は、原則として学齢児以上	395,000円	8年
視覚障害者用時計	視覚障害 2 級以上の人	触読式 10,300円 音声式 13,300円	10年
聴覚障害者用通信装置	聴覚障害者又は発声・発語に著しい障害を有する人で、コミュニケーション、緊急連絡等の手段と して必要と認められる人 *児童の場合は、原則として学齢児以上	71,000円	5年
聴覚障害者用情報受信 装置	聴覚障害者(児)であって、本装置によりテレビの視聴が可能になる人	88,900円	6年
人工喉頭	喉頭摘出者	笛式 5,150円 電動式 72,203円	笛式 4年 電動式 5年
人工喉頭 (埋込型用人工鼻)	・音声機能又は言語機能障害者で、無喉頭、発声筋麻痺等により音声を発することが困難で、常時 埋込型の人工鼻を使用している人 *医療保険等で助成対象となる場合を除く	月額23,100円	
点字図書	・主に情報の入手を点字によっている視覚障害者 *児童の場合は、原則として学齢児以上	年間 6 タイトル又は 2 4 巻を限度(ただし、辞書等一括して購入しなければならないものを除く)	
人工内耳用体外機(ス ピーチプロセッサ)	聴覚障害者(児)であって、現に人工内耳用体外機(スピーチプロセッサ)を装用している人 *医療保険・動産保険・その他の制度等で助成対象となる場合を除く	1,000,000円	5年
人工内耳用電池	人工内耳を装着している聴覚障害者 (児)	片耳につき年額24,000円	
人工内耳用充電器	人工内耳を装着している聴覚障害者(児)	25,000円	3年

○排泄管理支援用具

ĺ	種目	対象者	基準額	耐用年数
	ストーマ装具	腸管の切除若しくは膀胱の切除によって肛門からの排便又は膀胱からの排尿が困難となり、腹部に 人工肛門又は人工膀胱を設け排泄を行っている人	消化器系 月額 9,500円 尿路系 月額12,500円	

種目	対象者	基準額	耐用年数
紙おむつ等 【意見書】	・治療によって軽快の見込みのないストーマ周辺の皮膚の著しいびらん又はストーマの変形のためストーマ装具を装着することができない人 ・先天性疾患に起因する神経障害による高度の排尿機能障害又は高度の排便機能障害のある人 ・先天性鎖肛に対する肛門形成術に起因する高度の排便機能障害で、紙おむつ等の用具類を必要と する人 ・脳性麻痺等脳原性運動機能障害により排尿又は排便の意思表示が困難な人 ・療育手帳A1・A2の交付を受けており排尿又は排便の意思表示及び定時排泄が困難な人 *3歳以上の人に限る。		
収尿器	脊髄損傷等による排尿障害により、収尿器を必要とする人	男性用普通型 7,931円 男性用簡易型 5,871円 女性用普通型 8,755円 女性用簡易型 6,077円	1年

○居宅生活動作補助用具

種目	対象者	基準額	耐用年数
居宅生活動作補助用具	・下肢若しくは体幹機能障害又は乳幼児期以前の非進行性の脳病変による運動機能障害(移動機能障害に限る)を有する人であって、障害等級3級以上(ただし、特殊便器への取替えをする場合は上肢障害2級以上)の人 ・難病患者等で下肢又は体幹機能に障害のある人【意見書】 *児童は原則として学齢児以上 *原則として、転居又は施設入所の予定がない人に限る		